

関係機関の連絡先一覧

○指定行政機関

	名称	担当部署	所在地
1	内閣府	大臣官房総務課	千代田区霞が関 3-1-1
2	国家公安委員会	警備局警備企画課	千代田区霞が関 2-1-2
3	警察庁	警備局警備企画課	千代田区霞が関 2-1-2
4	防衛省	運用企画局事態対処課	新宿区市谷本村町 5-1
5	防衛装備庁	長官官房総務官付 渉外調整室	新宿区市谷本村町 5-1
6	金融庁	総務企画局政策課	千代田区霞が関 3-1-1
7	総務省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 2-1-2
8	消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関 2-1-2
9	法務省	大臣官房秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-1
10	公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関 1-1-1
11	外務省	大臣官房総務課 大危機管理調整室	千代田区霞が関 2-2-1
12	財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	千代田区霞が関 3-1-1
13	国税庁	長官官房総務課	千代田区霞が関 3-1-1
14	文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課防災推進室	千代田区丸の内 2-5-1
15	文化庁	大臣官房文教施設企画部 施設企画課防災推進室	千代田区丸の内 2-5-1
16	厚生労働省	社会・援護局総務課災害救 助・救援対策室	千代田区霞が関 1-2-2
17	農林水産省	総合食料局食料企画課	千代田区霞が関 1-2-1
18	林野庁	総合食料局食料企画課	千代田区霞が関 1-2-1

19	水産庁	総合食料局食料企画課	千代田区霞が関 1-2-1
20	経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1
21	資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関 1-3-1
22	中小企業庁	長官官房参事室	千代田区霞が関 1-3-1
23	国土交通省	危機管理室	千代田区霞が関 2-1-3
24	国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1
25	観光庁	総務課	千代田区霞が関 2-1-3
26	気象庁	総務部総務課	千代田区大手町 1-3-4
27	海上保安庁	総務部国際・危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3
28	環境省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-2-2
29	原子力規制委員会	原子力災害対策・核物質防 護課	港区六本木 1-9-9
30	スポーツ庁	政策課	千代田区霞が関 3-2-2

【関係指定地方行政機関】

連番	名称	担当部署	所在地
1	九州管区警察局	広域調整部 広域調整第2課	福岡市博多区東公園 7-7
2	九州防衛局	企画部地方調整課	福岡市博多区博多駅東 2-10-7
3	九州総合通信局	総務課	熊本市西区春日 2-10-1
4	福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東 2-11-1
5	長崎税関	総務部総務課	長崎市出島町 1-36
6	九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅前 3-2-8 住友生命博多ビル
7	長崎労働局	総務課	長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル
8	九州農政局	長崎県拠点	長崎市岩川町 16-16 長崎合同庁舎
9	九州森林管理署	長崎森林管理署	諫早市栗面町 804-1
		眉山治山事務所	島原市新山 2 丁目 9002
10	九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎
11	九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅 2-11-1 福岡合同庁舎
12	九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東 2-10-7
		長崎河川国道事務所	長崎市宿町 316-1
		長崎港湾・空港事務所	長崎市小ヶ倉町 3-76-72
		雲仙砂防管理センター	島原市南下川尻町 7-4
13	九州運輸局	交通環境部情報・防災課	福岡市博多区博多駅東 2-11-1
		長崎運輸支局	長崎市松ヶ枝町 7-29 長崎港湾合同庁舎
			長崎市中里町 1368
		佐世保海自事務所	佐世保市千尽町 4-1 佐世保合同港湾庁舎

14	大阪航空局	総務部航空保安対策課	大阪市中央区大手前 4-1-76
		長崎空港事務所	大村市蓑島町 593-2
15	福岡航空交通管制部	総務課	福岡市東区大字奈多 1302-17
16	福岡管区气象台	総務部総務課	福岡市中央区大濠 1-2-36
		長崎地方气象台	長崎市南山手町 11-51
17	第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸 1-3-10
		長崎海上保安部	長崎市松ヶ枝町 7-29
		佐世保海上保安部	佐世保市千尽町 4-1
		平戸海上保安署	平戸市岩の上町 1529-2
		対馬海上保安部	対馬市厳原町厳原東里 341-42
		比田勝海上保安署	対馬市上対馬町大字比田勝 100-23
		五島海上保安署	福江市東浜町 2-1-1
		三池海上保安部	大牟田市新湊町 1
		唐津海上保安部	唐津市二夕子 3-216-2
		壱岐海上保安署	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 648-5
		福岡航空基地	福岡市博多区半道橋
18	九州地方環境事務所		熊本市西区春日 2-10-1

【武力攻撃事態において地方公共団体との連絡調整を担当する部隊等】

連番	部隊等の長及び窓口	区分	所在地	連絡先
1	自衛隊長崎地方協力本部	共通	長崎市出島町 2-25	095-826-8844
2	西部方面総監部防衛部	陸自	熊本市東町 1-1-1	095-368-5111
3	佐世保地方総監第3幕僚室	海自	佐世保市平瀬町無番地	0956-23-7111
4	西部航空方面隊司令官防衛部	空自	春日市市原町 3-1-1	092-581-4031

【指定地方公共機関】

連番	区分	名 称	所 在 地	連絡先
1	その他	一般社団法人島原医師会	島原市萩原一丁目 1230	62-4453
2	その他	一般社団法人島原南高歯科医師会	島原市城見町 4904-1	62-3507
3	その他	一般社団法人島原医師会 島原訪問看護ステーションQ	島原市萩原一丁目 1230	64-5080
4	ガス	長崎県プロパンガス協会 島 原 支 部	島原市浦田町 2-779-1	62-3663
5	ガス	西部ガス株式会社 島 原 事 業 所	島原市高島二丁目 7192	63-1313
6	運送	長崎県トラック協会 島 原 支 部	島原市新湊 1-32-3	63-1468
7	〃	島 原 鉄 道 株 式 会 社	島原市弁天町 2-7385-1	63-5712
8	〃	九 商 フ ェ リ 一 社 株 式 会 社	島原市下川尻町 7-5	62-3246
9	放送	熊 本 フ ェ リ 一 社 株 式 会 社	島原市下川尻町 7-5	65-0701
10	〃	株 式 会 社 エ フ ェ ム 島 原	島原市白土町 1111 番地	62-0885
11	〃	株 式 会 社 カ ボ チ ャ テ レ ビ	島原市白土町 1111 番地	63-3456
12	〃	株 式 会 社 ひ ま わ り テ レ ビ	島原市城内三丁目 1262 番地 3	65-4433

【県の出先機関】

連番	名 称	担当部署	所在地	連絡先	防災無線電話
1	長崎振興局	管理部総務課	長崎市大橋町 11-1	095-844-2182	151-8-203
2	県央振興局	管理部総務課	諫早市永昌東町 25-8	0957-22-0010	551-8-213
3	島原振興局	監理部総務課	島原市城内 1-1205	0957-63-5036	511-8-212
4	県北振興局	管理部総務課	佐世保市木場田町 3-25	0956-22-0374	411-8-220
5	五島振興局	管理部総務課	五島市福江町 7-1	0959-72-4852	611-8-223
6	壱岐振興局	管理部総務課	壱岐市郷ノ浦町本村触 570	0920-47-1111	711-8-211
7	対馬振興局	管理部総務課	対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-1206	811-8-211

【県警察本部】

連番	名 称	担当部署	所在地	連絡先
1	県警察本部	警 備 課	長崎市万才町 4-8	095-820-0110
2	島原警察署	警 備 課	島原市新馬場町 890-1	0957-64-0110

【市・町】

連番	名 称	担当部署	所 在 地	連絡先	防災無線 電話
1	長 崎 市	防災危機管理室	長崎市桜町 2-22	095-822- 0480	166-9- 70-2052
2	佐世保市	防災危機管理局	佐世保市平瀬町 9 番地 2	0956-23- 9258	421-13
3	島 原 市	市 民 安 全 課	島原市上の町 537	0957-62- 8022	521-9- 241
4	諫 早 市	危 機 管 理 課	諫早市東小路町 7-1	0957-22- 1510	561-9- 3416
5	大 村 市	安 全 対 策 課	大村市玖島町 1-25	0957-53- 5999	571-7- 228
6	平 戸 市	総 務 課	平戸市岩の上町 1508-3	0950-22- 9101	461-9- 2313
7	松 浦 市	防 災 課	松浦市志佐町里免 365	0956-72- 1111	441-9- 329
8	対 馬 市	総 務 課	対馬市巖原町国分 1441	0920-53- 6111	821-9- 451
9	壱 岐 市	危 機 管 理 課	壱岐市郷ノ浦町本村触 682	0920-48- 1553	724-9- 252
10	五 島 市	総 務 企 画 部 総 務 課	五島市吉久木町 6208-5	0959-74- 1994	629-12
11	西 海 市	防災基地対策課	西海市大瀬戸町瀬戸檜 浦郷 2222	0959-23- 3101	765-11
12	雲 仙 市	危 機 管 理 課	雲仙市吾妻町牛口名 714	0957-38- 3109	535-9- 2216
13	南島原市	防 災 課	南島原市西有家町里坊 96 番地 2	0957-82- 3086	548-9- 2101
14	長 与 町	地 域 安 全 課	西彼杵郡長与町嬉里郷 659-1	095-883- 1111	178-9- 335
15	時 津 町	総 務 課	西彼杵郡時津町浦郷 274 番地 1	095-882- 2212	179-11
16	東彼杵町	総 務 課	東彼杵郡東彼杵町蔵本 郷 1850-6	0957-46- 0099	436-7-15
17	川 棚 町	総 務 課	東彼杵郡川棚町中組郷 1518-1	0956-82- 3131	437-7- 214
18	波佐見町	総 務 課	東彼杵郡波佐見町宿郷 660	0956-85- 5581	439-9- 205
19	小値賀町	総 務 課	北松浦郡小値賀町苗吹 郷 2376	0959-56- 4185	464-11
20	佐々町	総 務 課	北松浦郡佐々町本田原 免 168-2	0956-62- 2101	433-7- 211
21	新上五島 町	総 務 課 消 防 防 災 室	南松浦群新上五島町七 目郷 902-1	0959-43- 0147	646-9- 241

【消防機関】

連番	名 称	担当部署	所 在 地	連絡先	防災無線 電話
1	長崎市消防局	警 防 課	長崎市興善町 3-1	095-822-0436	166-11
2	佐世保市消防局	警 防 課	佐世保市平瀬町 9-2	0956-23-9254	424-11
3	県央地域広域市 町村圏組合消防 本 部	警防救急 課	諫早市鷺崎町 221-1	0957-23-0119	563-11
4	島原地域広域市 町村圏組合消防 本 部	警 防 課	島原市新馬場町 872-2	0957-62-3080	524-11
5	平戸市消防本部	警 防 課	平戸市岩の上町 733-1	0950-22-3167	466-11
6	松浦市消防本部	警 防 課	松浦市志佐町庄野免 268-3	0956-72-1211	449-11
7	五島市消防本部	消 防 課	五島市福江町 1 番 2 号	0959-72-3133	629-11
8	新上五島町消防 本 部	警 防 課	南松浦群新上五島町 七目郷 902-1	0959-42-0119	646-11
9	壱岐市消防本部	警 防 課	壱岐市芦辺町中野郷 西触 411-2	0920-45-3037	726-11
10	対馬市消防本部	警 防 課	対馬市厳原町棧原 52 番地第 2	0920-52-0119	828-11

【九州各県庁】

連番	名 称	担 当 部 署	所 在 地	連絡先	防災 無線 電話
1	福岡県	総務部消防防災課 国 民 保 護 係	福岡市博多区公園 7-7	092-643- 3123	40- 7023
2	佐賀県	総括本部消防防災課	佐賀市城内 1-1-59	0952-25- 7026	41- 721
3	熊本県	総務部危機管理・ 防 災 消 防 総 室	熊本市水前寺 6-18-1	096-333- 2112	43- 7604
4	大分県	生活環境部防災危機管理 課（危機管理班）	大分市大手町 3-1-1	097-536- 1111	44- 152
5	宮崎県	危 機 管 理 局 危 機 管 理 課	宮崎市橘通東 2-10-1	0985-26- 7618	45- 2140
6	鹿児島 県	危 機 管 理 局 危 機 管 理 防 災 課	鹿児島市鴨池新町 10- 1	099-286- 2256	46-22
7	沖縄県	知 事 公 室 知 危 機 管 理 課	那覇市泉崎 1-2-2	098-866- 2143	47-25
8	長崎県	危 機 管 理 課	長崎市尾上町 3-1	095-824- 3597	111- 7227

【報道機関（テレビ・ラジオ等）】

	名 称	担当部署等	所在地	連絡先
1	日本放送協会 長崎放送局		長崎市西坂町 1-1	095-821-1115
2	長崎放送（NBC）	総務局	長崎市上町 1-35	095-824-3111
3	テレビ長崎（KTN）	総務局	長崎市金屋町 1-7	095-827-2111
4	長崎文化放送（NCC）	総務部	長崎市茂里町 3-2	095-843-7000
5	長崎国際テレビ（NIB）		長崎市出島町 11-1	095-820-3000
6	株式会社 エフエム長崎	総務部	長崎市栄町 5-5	095-828-2020
7	株式会社 ケーブルテレビジョン島原		島原市白土町 1111 NTTビル 1F	0957-63-3456
8	西九州電設株式会社 ひまわりテレビ		雲仙市千々石町 戊 714-3	0957-37-6177
		(島原営業所)	島原市城内 3-1262- 3	0957-65-4433
9	株式会社 FMしまばら		島原市白土町 1 1 1 1	0957-62-0885

【報道機関（新聞社等）】

	名 称	支局等所在地	連絡先
1	長崎新聞社	島原市今川町 1862-12	0957-62-4337
2	西日本新聞社	島原市上の町 1163-16	0957-62-2045
3	読売新聞社	通信部	0957-65-0355
4	毎日新聞社	諫早駐在勤務	095-824-0700
5	朝日新聞社	島原市加美町 1028	0957-62-2518
6	島原新聞	島原市中町 865	0957-62-5141

【輸送機関（陸路バス等）】

	名 称	所 在 地	連絡先
1	島 鉄 バ ス （ 株 ）	島原市下川尻町 72 番地 76	0957-62-2231
2	林 田 観 光 バ ス （ 株 ）	島原市本町 186-1	0957-64-6116
3	本 多 観 光 バ ス （ 株 ）	島原市津町 409	0957-63-0073
4	平 尾 観 光 バ ス	島原市前浜町 26-1	0957-63-2653

【輸送機関（鉄道）】

	名 称	所 在 地	連絡先
1	島 原 鉄 道 （ 株 ）	島原市下川尻町 72 番地 76	0957-62-2231

【輸送機関（海路）】

	名 称	所 在 地	連絡先
1	九 商 フ ェ リ ー （ 株 ）	・島原市下川尻町 7-5	0957-62-3246
2	熊 本 フ ェ リ ー （ 株 ）	島原市下川尻町外港	0957-65-0701
3	や ま さ 海 運 （ 株 ）	島原市下川尻町外港	095-822-5243
4	島 鉄 フ ェ リ ー （ 株 ）	南島原市口之津町丙 4358-6	0957-86-2165
5	有 明 フ ェ リ ー （ 株 ）	雲仙市国見町土黒甲 2-28	0957-78-2100

【輸送機関（介護タクシー等）】

	名 称	所 在 地	連絡先
1	スマイル福祉タクシー	島原市安徳町丁 4519	090-5926-4061
	福祉タクシーねこのて	島原市湊町 46	0957-64-3333
	ほおじろタクシー	島原市山寺町丙 355-3	0957-64-3004
	長 崎 第 一 交 通	島原市下川尻町 18	0957-62-2261

【災害応援協定締結機関等】

No.	協定先名称	所在地	連絡先
1	新潟県新潟市	新潟市中央区学校通 1-602-1	025-224-1146
2	宮城県仙台市	仙台市青葉区国分町 3-7-1	022-214-8519
3	北海道釧路市	釧路市黒金町 8-2	0154-23-5151
4	東京都墨田区	墨田区吾妻橋 1-23-20	03-5608-6198
5	静岡県静岡市	静岡市葵区追手町 5-1	054-221-1241
6	福井県福井市	福井市大手三丁目 10-1	0776-20-5234
7	長崎県諫早市	諫早市東小路町 17-1	0957-22-1510
8	長崎県雲仙市	雲仙市吾妻町牛口名 714	0957-38-3111
9	長崎県南島原市	南島原市西有家町里坊 96-2	0957-73-6621
10	京都府福知山市	福知山市字内記 13-1	0773-24-7503
11	熊本県熊本市	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2490
12	大分県豊後高田市	豊後高田市是永町 39-3	0978-25-6391
13	徳島県阿南市	阿南市富岡町トノ町 12-3	0884-22-9191
14	静岡県小山町	駿東郡小山町藤曲 57-2	0550-76-5715
15	福岡県田川市	田川市中央町 1-1	0947-85-7114
16	愛知県幸田町	愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林 1番地 1	0564-62-1101
17	国土交通省九州整備局	福岡市博多区博多駅東二丁目 10-7	092-471-6331
18	雲仙砂防管理センター	島原市南下川尻町 7-4	0957-64-4171

19	島原振興局	島原市城内一丁目 1205	0957-63-5036
20	長崎森林管理署	諫早市栗面町 804-1	0957-41-6911
21	島原警察署	島原市新馬場町 890-1	0957-64-0110
22	島原農業高校	島原市下折橋町 4520	0957-62-5125
23	島原工業高校	島原市本光寺町 4353	0957-62-2768
24	島原商業高校	島原市城内一丁目 1213	0957-62-4059
25	島原高校	島原市城内二丁目 1130	0957-63-7100
26	島原中央高校	島原市船泊町 3415	0957-62-2435
27	島原特別支援学校	島原市新田町 562	0957-64-4463
28	福岡工業大学	福岡市東区和白東 3-30-1	092-606-0605
29	島原南高管工事協同組合	島原市大手原町 2141-40	0957-63-2404
30	島原地区老人福祉施設協議会	雲仙市瑞穂町古部乙 1392-1	0957-77-4011
31	島原市災害連絡協議会	島原市白土町 161-2	0957-62-2771
32	社会福祉協議会	島原市霊南 1-17	0957-63-3855
33	島原青年会議所	島原市高島 2-7217	0957-62-3621
34	長崎県産業資源循環協会	長崎市魚の町 1-23	095-832-8620
35	長崎県環境保全協会	西海市西海町木場郷 2483	095-843-6033
36	長崎県環境整備事業協同組合	大村市雄ヶ原 1298-29	0957-54-5412
37	島原南高歯科医師会	島原市城見町 4904-1	0957-62-3507
38	日本郵便(株)島原市内郵便局	島原市坂上町 6990	0957-65-4602

39	ケーブルテレビジョン島原	島原市白土町1111	0957-63-3456
40	長崎県LPガス協会 島原支	島原市浦田町2-755	0957-62-3663
41	株式会社ゼンリ	北九州市戸畑区中原新町3-1	093-882-9060
42	長崎県土地家屋調査士会	長崎市桜町7-6-101	095-828-0009
43	ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	03-4405-3696
44	佐川急便株式会社	島原市有明町湯江丁3324-1	0957-68-3662
45	株式会社「たらしみ」	長崎市中里町2178	095-839-1111
46	F M し ま ば ら	島原市白土町1111	0957-62-0885
47	イオン九州株式会社	博多市博多区博多駅南二丁目9-11	092-441-0611
48	コメリ災害対策センター	新潟市南区清水4501-1	025-371-4185
49	九州電力所島原配電事業所	島原市城内一丁目1207-1	0957-62-8095
50	長崎文化放送	長崎市茂里町3番2号	095-843-7000
51	(株) ナフコ	北九州市小倉北区魚町2-6-107F	093-521-5155
52	日本紙器株式会社	西彼杵郡時津町日並郷2233	095-882-2521
53	島原観光ビューロー	島原市下川尻町7-5	0957-62-3986
54	社会福祉法人みのり会太陽寮	島原市船泊町3289-1	0957-62-2054
55	島原会館	長崎市染川町1-6	095-883-1500
56	住宅支援機構九州支店	福岡市博多区博多駅前3-25-21	092-233-1507
57	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	0957-63-5032
58	大塚製薬株式会社	東京都千代田区神田司町2-9	03-3292-0021
59	トヨタ自動車(長崎県内)	長崎市出島町12-13	095-822-7333
60	ケーブルテレビジョン島原	島原市白土町1111NTTビル1F	0957-63-3456

安否情報に係る各種様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	負傷 非該当
⑧ 負傷（傷病）の該当	
⑨ 負傷又は傷病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①から⑪を回答する予定ですが回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①から⑪を親族、同居人、知人以外への回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
* 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の以降に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答を利用します。

また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難在留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

（注2） 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」は、欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	負傷 非該当
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要事項	
⑪ ①から⑩を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
* 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族、知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居人・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づき安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難在留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。更に、記入情報の収集、パソコンの入力回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」は、欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

安 否 情 報 報 告 書

報告日時 年 月 日 時 分
市町村名 担当者名

① 氏 名						
② フリガナ						
③ 出生の年月日						
④ 男女の別						
⑤ 住 所						
⑥ 国 籍						
⑦ その他個人を識別するための情報						
⑧ 負傷（傷病）の該当						
⑨ 負傷又は傷病の状況						
⑩現在の居所						
⑪ 連絡先その他必要情報						
⑫ 親族・同居者への回答の希望						
⑬ 知人への回答の希望						
⑭ 親族・同居人・知人以外の者への回答又は公表の同意						
⑮ 備 考						

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- 3 「国籍」欄は、日本国籍を有しないものに限り記入すること。
- 4 武力攻撃により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は傷病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所、状況」を記入し、「⑩現在の住所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫~⑭の希望又は、同意欄には、安否情報の収集に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入を願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

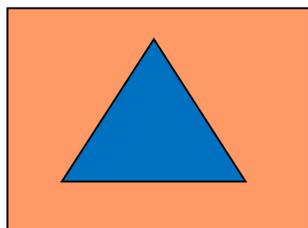
様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		申請者 住所（居所） 氏名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けてください。③の場合理由を記入願います）	① 被照会者の親族又は同居者であるため ② 被照会者の知人（友人、職場関係者、近隣住民）であるため ③ その他（ ）	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 （日本国籍を有しない者に限る）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
*申請者の確認		
*備考		

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人、その他の団体にあつては、その名称、代表の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- 4 「国籍」欄は、日本国籍を有しないものに限り記入すること。
- 5 *印の欄には記入しないでください。



島原市国民保護避難実施要領マニュアル

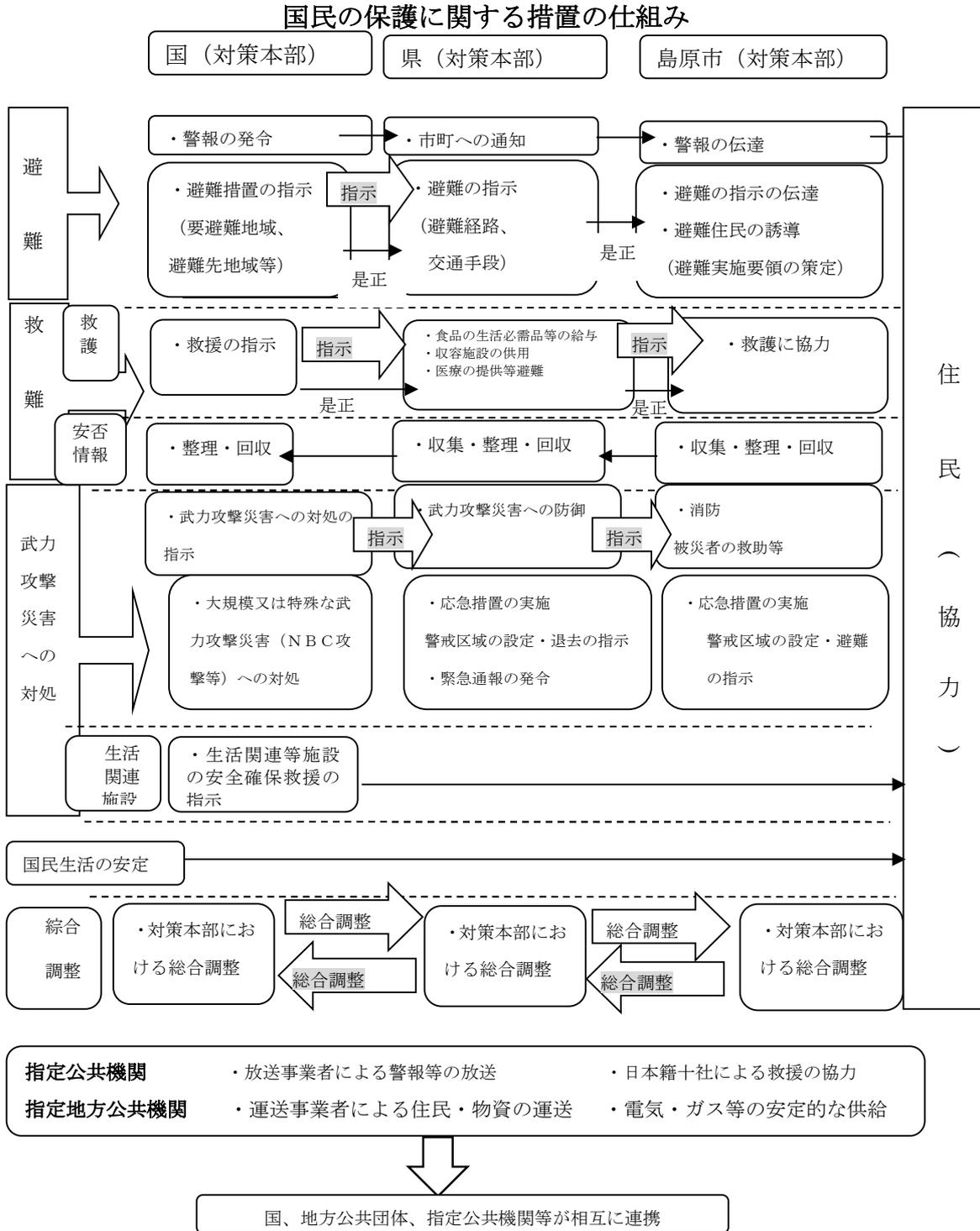
第1 目 的

本マニュアルは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)及び関係法令並びに県計画に記載されている「市(町)の計画作成の基準】を踏まえ、避難の指示があった時に、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために、あらかじめ避難実施要領の記載内容や作成の手順、留意点について整理するものである。

なお、現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのままあてはまるとは限らず、また、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況を踏まえて、法的事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとするとも考えられることから、平素からの記載内容の相場観やノウハウを蓄積することにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼を置くものとする。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領のいい例等を示すものである。

第2 国民の保護のための措置の仕組み



- 避難実施要領策定の際、避難実施要領の通知、伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

第3 避難実施要領の策定等

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について。各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

1 避難実施要領に定める事項

- (1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
 - ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - ・ 地域毎の避難の時期、優先度、避難の態形
 - ・ 地域住民の概数把握
 - ② 避難先
 - ③ 一時集合場所及び集合方法
 - ④ 集合時間
 - ⑤ 集合に当たっての留意事項
 - ⑥ 避難の手段及び避難の経路
 - ・ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送業者である指定地方公共機関等による運送))
 - ・ 輸送手段の確保の調整(県との役割分担、運送業者との連絡網、一時避難場所の選定)
 - ・ 具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
 - ・ 自衛隊や米軍との行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合は、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
 - ① 職員、消防職団員の配置等
 - ・ 各地域への職員の割当て、現地派遣職員の選定

- ② 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
 - ・ 避難支援マニュアル、要配慮者支援班の設置
 - ③ 要避難地域における残留者の確認
- (3) その他の避難の実施に関する必要な事項
- ① 避難誘導中の食糧等の支援
 - ② 避難住民の携行品
 - ③ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
- (4) 本市の考慮すべき留意事項
- ① 観光客、ビジネス客の避難誘導
 - ② 外国人の避難誘導
 - ③ 沖合いで操業中の漁業者、釣り客の避難誘導(漁協との連携体制等)

2 関係機関の連絡調整窓口

(1) 県警察

- ① 平素のける避難実施要領パターン作成・見直しにかかる連絡調整窓口
関係する警察署と綿密な意見交換を行いつつ作成する。

県警察	担当課	電話番号
長崎県警察本部	警備課	095-820-0110 内線 5726
島原警察署	警備課	0957-64-0110 内線 479

- ② 有事における避難実施要領作成協力の要請にかかる連絡調整窓口
関係する警察署に協力要請する。
(※避難実施要領の通知先については法第 61 条に基づき、関係する海上保安部長・海上保安署長である。)

(2) 海上保安部

- ① 平素における避難実施要領パターン作成・見直しにかかる連絡調整窓口
関係海上保安部(署)と綿密な意見交換を行いつつ、作成する。

海上保安部(署)	電話番号
三池海上保安部	0944-53-0521
長崎海上保安部	095-827-5133

- ② 有事における避難実施要領パターン作成に協力の要請にかかる連絡調整窓口
関係する海上保安部(署)に協力要請をする。
(※避難実施要領の通知先については、第 61 条に基づき、関係する海上保安部長・会場保安署長である。)

(3) 自衛隊

- ① 平素における避難実施要領パターン作成・見直しにかかる連絡調整窓口
 当該市町を担当する協議会委員(協議会担任部隊長)と綿密な意見交換を行いつつ作成する。

区域名	部隊名	職名	電話番号
島原市	第16普通科連隊	第1中隊長	0957-52-2131(内線212)

- ② 有事における避難実施要領作成協力の要請にかかる連絡調整窓口
 法第61条、令第8条の規定により、連絡窓口は、長崎地方協力本部である。
 (*避難実施要領の通知先も同様である。)

自衛隊の部隊等の長等	電話番号	備考
長崎地方協力本部	総務課 095-826-8844 内線 500~504	法定窓口
当該市町を担当する協議会担当部隊(第1中隊)	上表①参照	長崎地方協力本部と連絡が取れない場合に限る。
第16普通科連隊第3科	第3科 0957-52-2131 (内線234)	長崎地方協力本部及び号外市町を担当する協議会担任部隊と連絡が取れない場合に限る。

【参考】

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し、避難の指示があった時はその国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聞いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他の避難住民の誘導に関する事項

三 前二号に掲げるものの他、避難の実施に関し必要な事項

3 市町村長は、避難実施要領を定めた時は、その国民の保護に関する計画に定めるところにより、直ちに、その内容を住民の予備関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安部の事務所の長をいう。以下同じ）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

4 第四十七条第二項の規定は、市長村長が前項の規定により避難実施要領の内容を住民関係のある公私の団体に伝達する場合について準用する。

武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律施行令

第八条 法第六十一条第三項の政令で定める自衛隊等の部隊等の長は、当該市町村の区域を担当区域とする自衛隊地方連絡部の連絡部長とする。

【参考】

市町村国民保護モデル計画

P 2 6 第 2 編第 2 章

2 避難実施要領のパターンの作成

市(町村)は、関係機関（教育委員会など市(町村)の各試行期間、消防機関、都道府県、県警察、海上保安部等、自衛隊 等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬季の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等に配慮し、複数の避難実施要領のパターンを予め作成する。

P 5 0 第3編第2

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市(町村)長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

その際、住民に対しては、迅速な対応がとれるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

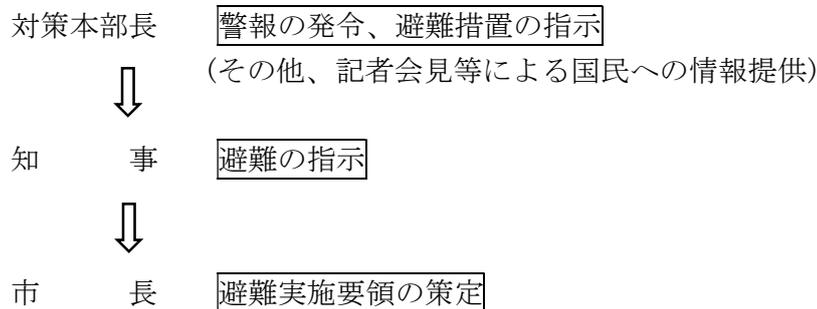
また、市(町村)長は、直ちに、その内容を市(町村)の他の執行機関、市(町村)の区域を管轄する消防長(消防本部を置かないし市(町村)にあつては、消防団長)、警察署長、海上保安部長等(海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署(これらの事務所がない場合は、管区海上保安本部)の長をいう。以下同じ)及び自衛隊地方連絡部長並びにその他の関係機関に通知する。

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、出来るだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建設物の地階に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

* 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、又、弾道ミサイル

の主体(国又は国に準ずる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう全国瞬時警報システム(J-A L E R T)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素からの周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、弾着の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

避難の実施要領作成の要点	
<p>1 事態の状況、避難の必要性</p> <p>国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難指示の措置を行った。</p> <p>このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対し、以降、警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。</p> <p>2 避難誘導の方法</p> <p>(1) 実際に弾道ミサイルが発射され時は、対策本部長からのその都度警報の発令が行われることから、市対策本部は、島原市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。</p> <p>(2) 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように予め個々人の取るべき対応を周知・徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気により出来るだけ遮断される状態になるように周知する。）</p> <p>(3) 車両内にいる者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路において避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。</p>	<p>* 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対し、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」(P 17 参照)が存在する。</p> <p>* 津波警報発令時には、住民が高台に避難すると同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要</p> <p>* 現在調査を行っている全国瞬時警報システム(J-ALERT)が配備された場合には、国において、各市(町村)の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。</p> <p>* このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携帯するよう推奨</p>

<p>(4) 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる。(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける)とともに、周辺で着弾音を聴いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。</p> <p>(5) 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食糧や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び救急品(あれば)等を用意しておくよう周知する。 また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。</p> <p>(6) 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聴いた場合は、出来るだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するように周知する。</p> <p>(7) 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は興味本意で近づかないように周知する。</p> <p>3 その他の留意事項</p> <p>(1) 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について各人で問題意識を持ってもらえるよう、あらかじめ説明を行っておくこと。</p> <p>(2) 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することが出来るよう、所管の部局から大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。</p> <p>4 職員の配置等</p> <p>職員の体制及び配置については、別に定める。</p>	<p>* 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は離れるよう周知する。</p> <p>* 例えばデパートでは、貴金属売り場のあるフロアではなく、地下の食品売り場に誘導するように協力を求めるといった方法が考えられる。</p>
---	---

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃において、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難措置の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、避難の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえ、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶ恐れがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。

(避難に比較的時間に余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の輸送手段を用いた移動」、といった手順が一般的には考えられる。

(昼間の都市部においては突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から住民が緊急的にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

* ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的より、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は、物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(比較的時間的余裕がある場合)

避難の実施要領作成の要点	
<p>1 事態の状況、避難の必要性</p> <p>国の対策本部長は、〇〇において武装潜水艇が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、島原市〇〇地区を要避難地域とする避難指示の措置を行った。</p> <p>知事は、別添の避難の指示を行った。</p> <p>2 避難誘導の方法</p> <p>(1) 避難誘導の全般的方針</p> <p>島原市は、A, B, C地区住民約〇〇名を〇日〇〇時〇〇分を目途に各地区の一時集合場所に集合させ、市職員、消防、自主防災会長等による人員の掌握、安否確認を実施後、避難待機場所へ移動する。避難待機所であるA, B, C施設等に集合させた後、〇日〇〇時〇〇分以降、陸路、海路、状況により空路により、〇〇市・〇〇施設へ避難させる。</p> <p>この際、避難待機所までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者等避難行動要支援者に限定する。</p> <p>(2) 市の体制、職員の派遣</p> <p>ア 市対策本部の設置</p> <p>国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。</p> <p>イ 市職員の現地派遣</p> <p>市職員各〇名を各地区の一時集合場</p>	<p>* 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階で避難を行うこともある。</p> <p>* 対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。</p> <p>* 避難の指示を添付する。</p> <p>* 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、避難待機所に徒歩により集まり、当該場所から市が手配した交通機関等で移動することが基本的な対応として考えられる。</p> <p>* 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察と予め調整しておくことが重要である。</p> <p>* 避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についてもあわせて修正する。</p> <p>* 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うため、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また政</p>

<p>所、A、B、C施設、避難先の〇〇先の市〇〇施設に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のための職員を派遣する。</p> <p>ウ 避難経路における職員の配置</p> <p>避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して、各種問い合わせへの対応、連絡調整を行う。</p> <p>また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を設置する。連絡体制においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。(配置位置については別途配布)</p> <p>また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。</p> <p>エ 現地調整所の設置</p> <p>現地における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員(消防職員を含む)から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。また、定時又は随時に会を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。</p> <p>(3) 輸送手段</p> <p>ア 避難住民数、避難待機所、輸送力の配分</p> <p>(ア) A地区</p> <p>約〇〇〇名、A施設、市保有車両×〇両、大型バス×〇台</p> <p>(イ) B地区</p> <p>約〇〇〇名、A施設、旅客フェリー×2、</p>	<p>府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のための職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。</p> <p>* 避難経路の要所々々においては、関係機関の協力をえて、行政機関の保有する車両等を配置して避難住民に安心感を与えることも重要である。</p> <p>* バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。</p> <p>* 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聞いて決める。</p> <p>* 夜間では、暗闇の中における視界の狭小により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所々に</p>
---	---

<p>(ウ) C地区 約〇〇〇名、A施設、鉄道×〇 両、大型バス×〇台</p> <p>(エ) その他</p> <p>イ 輸送開始時期・場所 〇〇日〇〇時〇〇分、A・B・C施設</p> <p>ウ 避難経路 国道〇〇号(予備として県道〇〇号を使用)</p> <p>(4) 避難実施要領の住民への伝達</p> <p>ア 市対策本部は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。</p> <p>イ 上記と並行して、市対策本部は、避難実施要領についてA・B・C地区の町内会長・自治会長、自主防災組織の長、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。</p> <p>ウ 市対策本部は、要配慮者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、看護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。</p> <p>エ 市対策本部は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼び掛ける。</p> <p>オ 市対策本部は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。</p> <p>カ 要配慮者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。</p> <p>キ 外国人に対しては、ボランティアに協力を求め、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。</p> <p>(5) 一時避難所への移動</p> <p>ア 一時避難所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うことと</p>	<p>において、夜間照明(投光器、車のヘッドライト等)を配備し、住民の不安を軽減する。</p> <p>* 冬季には、避難時における住民の衣類への注意を促すことや、避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮してた避難計画の時間配分に留意する。</p> <p>* 地域の社会的連携が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない半面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。</p> <p>* 外国人については、外国大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。</p>
---	--

<p>する。自家用車については、健常者は使用しないよう周知する。</p> <p>イ 消防機関は、町内会・自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の避難 市は、避難行動要支援者の避難を適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し、次の対策を行う。</p> <p>a ○○病院の入院患者は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。</p> <p>b ▽▽老人福祉施設入居者の避難は、市社会福祉協議会が対応する。</p> <p>c その他、看護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。</p> <p>(6) 避難誘導の終了 ア 市職員及び消防団員は、住民の協力を得て、個別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。</p> <p>イ 避難誘導は、○○時○○分までに終了するよう活動を行う。</p> <p>(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得 市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと</p> <p>イ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。</p> <p>ウ 誘導員は、混乱が予想される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p> <p>エ 学校や事業所においては、原則とし</p>	<p>* 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。</p> <p>* 正常化の偏見を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報を基に丁寧な状況説明等を行うこと等により、残留者の説明を行わなければならない。</p> <p>* 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。</p>
--	---

<p>て、避難策まで集団でまとまって行動するように呼び掛ける。</p> <p>(8) 住民に周知する留意事項</p> <p>ア 住民に対しては、近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。</p> <p>イ 消防団、自主防災組織。町内会・自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。</p> <p>ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。</p> <p>エ 留守宅の戸締り、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するように住民に促す。</p> <p>オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市対策本部（現地対策本部を含む。）消防史員、警察官または、海上保安官に通報するよう促す。</p> <p>(9) 安全の確保</p> <p>誘導を行う市職員等に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現地での情報共有・活動調整を行う。</p> <p>事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に避難誘導を要請する。</p> <p>誘導を行う市職員等に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。</p>	<p>* 国からの警察等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。</p> <p>* 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行うものが保護されるために重要である。</p>
--	---

<p>3 各部の役割 別に示す。</p> <p>4 連絡・調整先</p> <p>(1) バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。</p> <p>(2) バス運転手、現地派遣の県職員及び市職員との連絡要領は別に示す。</p> <p>(3) 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。</p> <p>(4) 対策本部設置場所： 島原市役所</p> <p>(5) 現地調整所派遣場所： 〇〇</p> <p>5 避難住民の受入れ・救助活動の支援 避難先は、〇〇市〇〇施設とする。当該避難の施設には、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食糧、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市の支援を受ける。</p>	
--	--

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合)

避難の実施要領作成の要点	
<p>1 事態の状況、 ○○日○○時○○分○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○○地域で戦闘が継続している状況にある(○○日○○時現在)</p> <p>2 避難誘導の全般的方針 ○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるように、警報の内容や事態の状況等について行政無線等により伝達する。 武装工作員の行動に関する情報について、正確な情報が入手できない場合で、外で行動するよりも、屋内に留まる方が不要な攻撃に巻き込まれる恐れが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。 武装工作員による攻撃が、当該地域において一時的又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部及び自衛隊等と連絡調整の上、速やかに、域外に避難させる。 その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は、移動による避難をさせることがある。 新たな爆発物等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> * ゲリラ・特殊部隊による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容とともに、現場における県警察、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。 * 戦闘が行われている地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて順次避難させる。 * 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要な攻撃に巻き込まれる恐れが少ないと考えられるときに行う。

<p>3 避難の方法</p> <p>〇〇時現在</p> <p>〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。</p> <p>避難行動要支援者は、支援者の支援を受けるか、車両等により避難する。</p> <p>〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内退避を継続する。</p> <p>4 死傷者への対応</p> <p>住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃（核・生物・化学）による死傷の場合には、〇〇地点の救護所又は〇〇病院に誘導し、搬送する。この場合には、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。</p> <p>また、県や医療機関によるDMATが編成される場合にはその連携を確保する。</p> <p>5 安全の確保</p> <p>誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。</p> <p>事態が沈静化していない地域やNBC攻撃（核・生物・化学）等により汚染された地域は、専門的装備を有する他機関に要請する。</p> <p>誘導を行う市の職員に対し、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 状況の変化とともに、逐次修正 * 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部及び自衛隊等の意見を聴いて上で決定することが必要である。 * 現地調整所で県警察、海上保安部、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。 * DMATは、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。
--	--

<p>イ 市職員の現地派遣 市職員〇名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整にあたらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等とともに、現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。</p> <p>ウ 現地対策本部との調整 政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣し、活動調整や情報収集に当たらせる。</p> <p>(3) 避難実施要領の住民への伝達</p> <p>ア 災害対策本部は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。</p> <p>イ 上記と並行して、災害対策本部は、避難実施要領について、要避難地域に所在する町内会・自治会長、自主防災組織のリーダー、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。</p> <p>ウ 災害対策本部は、避難行動要支援者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。</p> <p>エ 災害対策本部は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。</p> <p>(4) 避難所の開設等</p> <p>ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT等による医療救護や市による被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBC攻撃への対応能力</p>	<p>* 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは、危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線電話に限られる。</p> <p>* 避難所における活動は、救護に関する県との役割分担を踏まえて行う。</p>
---	---

<p>を有する医療班の派遣調整を行う。</p> <p>また、専門医や医療品の確保するため、県、医療機関と調整を行う。</p> <p>ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための搬送手段の調整を行うとともに、受け入れ先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。</p> <p>(5) 誘導に指しての留意点や職員の心得</p> <p>ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める</p> <p>ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより、混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。</p> <p>(6) 住民に周知する留意事項</p> <p>ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉め、目張りにより室内を密閉するとともに、出来るだけ窓のない中央部の部屋に移動するよう促す。</p> <p>また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。</p> <p>イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石鹸でよく洗うよう促す。</p> <p>ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。</p> <p>(7) 安全の確保</p> <p>市の職員において、二次災害を生じさせることがないように、国の現地対策本部及び現地調整所等からの情報を市対策本部に集約し、各職員に対し最新の汚染状況等の情報を提供する。</p>	<p>* NBC攻撃による汚染の状況が目に見えないような事象において、一般の国民には危険が迫っていることがめに見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。</p>
---	---

特に、化学剤の汚染がひどい場所では、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送を要請する。

3 各部の役割

別に示す

4 連絡調整先

- (1) 対策本部設置場所： 島原市役所
- (2) 現地調整所設置場所： ○○

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵攻事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域広範囲となり、県の区域を超える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を持って対応することが必要となる。
- ② このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については定めることは困難であり、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応をとることとする。

避難誘導における留意点

1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊等による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び日奈の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃においては、比較的時間的余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部においては突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断による危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 大都市での突発的なテロなど時間的余裕がないケースにおいて、特に、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対処すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位を付けていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び要配慮者の避難について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に上げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、又はそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや・特殊部隊による攻撃などのように、現場に置いた事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り、情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについても、我が国においては、あまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害発生を軽視もしくは無視し、適切な行動をとらないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく。また、逆に小さな事象に対し、過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思い込みで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対し、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難に係る情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである。（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能に鑑み、重要な情報は、「速やかに放送事業者」に提供することが必要となる
- 要配慮者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃による汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には、危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4 要配慮者への配慮

- 避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、乳幼児等の要配慮者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり、常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者の支援措置を講じていくことが適当と考えられる。
 - ① 防災・福祉関係部局を中とした横断的組織としての「避難行動要支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、看護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報共有と支援の実施
 - ④ 一人一人の要配慮者のための「避難支援マニュアル」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作製する等）等、
また、老人福祉施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による班相当の措置が適切に講じられるよう、収容者等を踏まえた運送手段の確保の方針について検討しておくことが必要である。
なお、「避難支援マニュアル」を策定するためには、要配慮者の把握・共有が不可欠となる。

5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において、安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始において、県警察等の活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。
また、一時避難所等からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において、職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本意で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように注意する必要がある。

- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場の個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度の規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に先立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。
 - ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになることから、誘導に当たるものは、より一層冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ・ 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付を）
 - ・ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立つ迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ・ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促す。

6 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒と行動をともにして避難を行うことを基本とする。（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童・生徒等についても同様である。）
- こうした取り組みを円滑に行うためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住人避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしている。
- 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（たとえば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
- このため、各地域において、こうした取り組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取組の促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場であり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要時間であるが、その時点の行政側の対応には一定の限度があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 市は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自らが行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から通知するよう努力することが期待されている。

そうした取り組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させる等いう効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

* 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などから出来る限り離れる。
- ・ 近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員や警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

* 「武力攻撃やテロなどから身を守るために」(内閣官房)参考

弾道ミサイル攻撃に際しての国民の保護のための措置の実施について

平成 19 年 5 月 11 日付消防国第 14 号 消防庁国民保護室長通知

<p>弾道ミサイル攻撃に際しての国民の保護のための措置については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）、国民の保護に関する基本指針(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。)等を踏まえ、以下を標準として実施する。</p> <p>第 1 弾道ミサイル発射前の措置</p> <p>1 国民に対する情報の提供</p> <p>弾道ミサイルの発射が差し迫っており、当該弾道ミサイルが我が国に飛来する恐れがあると認められるときは、内閣官房長官による記者会見等により、状況に応じ、混乱の回避に配慮及び考慮しつつ、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努める。</p> <p>2 警報の発令等</p> <p>(1) 弾道ミサイル発射前において、武力攻撃事態等であること等の認定（以下「事態認定」という。）が行われたときは、国の対策本部長（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）第 10 条第 1 項に規定する武力攻撃事態等対策本部又は同法第 26 条第 1 項に規定する緊急処理事態対策本部（以下「国の対策本部」と総称する。）の長をいう。以下同じ）は、次の内容の警報を発令する。</p>	<p>(捕捉説明)</p> <p>第 1 弾道ミサイル発射前の措置</p> <p>1 国民に対する情報の提供</p> <p>弾道ミサイルの発射が差し迫っており、当該弾道ミサイルが我が国に飛来する恐れがあると認められるときは、内閣官房長官による記者会見等により、状況に応じ、混乱の回避に配慮及び考慮しつつ、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努めることとされている。</p> <p>当該情報については、必要に応じて、消防庁から速やかに各都道府県あてに伝達される。</p> <p>2 警報の発令等</p> <p>□ 弾道ミサイル発射前において、事前認定が行われたときは、国の対策本部長が警報を発令し、警報の内容の伝達は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)により指定行政機関へ伝達される。</p>
---	---

<p>ア 我が国に飛来する恐れがある弾道ミサイル発射が差し迫っていること。</p> <p>イ 弾道ミサイルが発射されたときは、その都度、警報を発令するので、テレビ、ラジオ、サイレン等により入手に努めるとともに、弾道ミサイルが発射されたとの警報が伝達されたときは、まず、近傍の堅ろうな施設や地下施設などの屋内に避難する。</p> <p>ウ 弾道ミサイルが発射されたときの警報の内容が伝達される場面に応じて、次のような対応を取る。</p> <p>(ア) 屋外にあって車両内にいるものは、安全な方法（急ブレーキを避け、出来る限り道路外の場所に車両を止めること。 また、やむを得ず車両を道路において避難する時は、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の妨げとならないように止めること）により車両を止める。</p> <p>(イ) 勤務先、学校等の出先にいる者については、別途指示があるまで、出先の屋内に留まる。</p> <p>(ウ) 大規模集客施設等多数の者が利用する施設においては、混乱が生じることがないように、落ち着いた行動をとる。</p> <p>(2) 警報の内容の伝達は、基本的に国の対策本部から中央防災無線により指定行政機関(事態対処法第2条第4号に規定する指定行政機関をい</p>	<p>□ 警報の内容については、都道府県知事から放送事業者である指定地方公共機関に直ちに通知し、放送事業者である指定公共機関は、その国民保護に関する業</p>
---	---

<p>う。以下同じ) へ行い、消防庁から都道府県知事、都道府県知事から市長村長へ防災無線等により行う。</p> <p>また、警報の内容については、総務省又は都道府県知事から放送事業である指定公共機関(事態対処法第2条第6号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ)</p> <p>または、指定地方公共機関(国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ)に直ちに通知し、放送技術者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送する。</p> <p>(3) 市長村長は、警報の内容を住民等に伝達する。</p> <p>(4) 都道府県警察は、市町村と協力し、警報の内容を住民への伝達に努める。</p> <p>(5) 国土交通省にあつては、航空機内に在る者に対し、海上保安庁にあつては船舶内にある者に対し、警報の内容を伝達するよう努める。</p>	<p>務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送することとされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 市長村長は、警報の内容を住民等に伝達することとされている。</p>
---	---

第2 弾道ミサイル発射に伴う措置**1 警報の発令等**

(1) 我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、国の対策本部長は、次の内容の警報を発令する。

ア 我が国に向けて飛来する弾道ミサイルが発射されたとき

イ 弾道ミサイルの弾着が予測される地域及び時刻

ウ 国内に避難するとともに、テレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるべきこと。

(2) 国の対策本部は、警報の内容を指定行政機関に通知する。

(3) 消防庁は、都道府県知事に都道府県知事は市町村長に警報の内容を通知し、市長村長は、住民等に警報の内容を伝達する。

(4) 市町村長による住民への警報の内容の伝達に際しては、弾道ミサイルの弾着が予想される地域に当該市町村が含まれる場合には、原則としてサイレンンを使用して注意喚起を図るとともに、市町村防災行政無線を使用すること等により警報を広く知らしめる。

(5) 都道府県警察は、市町村と協力し、警報の内容の住民への伝達に努める。

(6) 国土交通省にあつては、航空機内にある者に対し、警報の内容を伝達するよう努める。

第2 弾道ミサイル発射に伴う措置**1 警報の発令等**

我が国の弾道ミサイル防衛システム

により弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、国の対策本部長は、警報を発令し、警報の内容を指定行政機関に通知する。これを受けて、消防庁は都道府県知事に、都道府県知事は市長村長に警報の内容を通知し、市長村長は、住民等に警報の内容を伝達することとされている。

市町村長による住民への警報の内容の伝達に際しては、弾道ミサイルの弾着が予想される地域に当該市長村が含まれる場合には、原則としてサイレンンを使用して注意喚起を図るとともに、市町村防災行政無線を使用すること等により警報を広く知らしめることとされている。

都道府県知事は、直ちに、警報の内容を放送事業者である指定地方公共機関に通知することとされている。

<p>(7) 総務省又は都道府県知事は、直ちに警報の内容を放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に通知する。</p> <p>(8) 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関はそれぞれの国民保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送する。</p> <p>(9) 弾道ミサイルを破壊するための措置を取った場合には、国の対策本部及び防衛省は、早期に調整を行いつつ、速やかに弾道ミサイル破壊の状況を公表する。</p> <p>2 国民に対する情報の提供</p> <p>事態認定が行われていない場合においては、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、上記(8)を除く)に準じて、所要の情報を国民に対し適切に提供するように努める。</p> <p>* 上記の②に該当しない場合であっても、我が国の周辺で弾道ミサイルが発射される事案が発生し、当該事案の発生が国民の不安を招き、今後の我が国の安全保障という観点からも重大な懸念を生じさせる場合については、記者発表や消防庁から地方公共団体への連絡等により、所要の情報を国民に対し、適切に提供するように努める。</p>	<p>□ 放送事業者である地底地方公共機関は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送することとされている。</p> <p>□ 弾道ミサイルを破壊するための措置を取った場合には、国の対策本部及び防衛省は、相互に調整を行いつつ、速やかに弾道ミサイル破壊の状況を公表することとされている。</p> <p>当該情報については、必要に応じて、消防庁から速やかに各都道府県あて伝達される。</p> <p>2 国民に対する情報の提供</p> <p>事態認定が行われていない場合においては、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、上記に準じて、所要の情報を国民に対し適切に提供するように努めることとされている。(ただし、事態認定が行われていない場合においては、放送事業者である指定地方公共機関に、警報の内容を放送する義務はない。)</p> <p>□ 我が国周辺で弾道ミサイル発射される事案が発生し、当該事案の発生が国民の不安を招き、今後の我が国の安全保障という観点からも重大な懸念を生じさせる場合については、記者発表や消防庁からの地方公共団体への連絡等により、所要の情報を国民に対し、適切に提供するように努めることとされている。</p>
---	---

第3 弾道ミサイルの着弾以降の措置**1 弾着した弾道ミサイルに係る措置****(1) 弾着地点の確認**

ア 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、速やかに航空機等により、弾道ミサイルの着弾地点の予備その周辺の状況について、目視、撮影等により情報収集を行う。但し、弾道ミサイルがNBC弾頭を有する可能性が否定できないことから、航空機を活用して空中から確認する等安全性を確認しながら作業を行う。

イ 都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、相互に協力して、具体的な着弾地点の確認を行い、警視庁、海上保安庁、消防庁及び防衛省は、弾着地点について、報告を受けた時は、速やかに国の対策本部に連絡する。

ウ 弾着地点の確認に当たっては、次に掲げる事項の把握に努める。

(ア) 概ね被害発生状況とその範囲

(イ) 火災の発生等による被害拡大の恐れのある有無

(ウ) 放射性物質、生物剤、化学剤等の飛散の状況の有無

エ 弾着地点を確認した都道府県警察及び消防機関は、弾着地点を直轄する地方公共団体と密接に連携する。

オ 弾着地の確認に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 都市部に弾着した場合
都市部においては、人口及び建設物が集中し、ライフライン、交通機

第3 弾道ミサイルの着弾以降の措置**1 弾着した弾道ミサイルに係る措置**

□ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、速やかに航空機等により、弾道ミサイルの着弾地点の予備その周辺の状況について、目視、撮影等により情報収集を行う。但し、弾道ミサイルがNBC弾頭を有する可能性が否定できないことから、航空機を活用して空中から確認する等安全性を確認しながら作業を行うとされている。

□ 都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、相互に協力して、具体的な着弾地点の確認を行うこととされている。
弾着地点の確認を行った消防機関は
消防庁に対し、速やかに弾着地点について報告する。

□ 弾着地点の確認に当たっての把握に努める事項

(ア) 概ね被害発生状況とその範囲

(イ) 火災の発生等による被害拡大の恐れのある有無

(ウ) 放射性物質、生物剤、化学剤等の飛散の状況の有無

□ 弾着地の確認に当たっての留意事項

(ア) 都市部に弾着した場合
航空機、車両等の活用や都道府県警察、消防機関及び自衛隊

<p>関等が高密度に整備されているため、弾道ミサイルが都市部に弾着した場合、被害は不特定多数の人々及び建設物に及ぶため、弾着地点の確認に当たっては、航空機、車両等の活用や都道府県警察、消防機関及び自衛隊による相互の情報交換により、可能な限り広範囲にかつ詳細に実施するものとする。</p> <p>(イ) 山間部に弾着した場合 山間部においては、地形等が複雑かつ急峻であり、また、季節によっては、過酷な自然環に置かれることも想定される。このため、都道府県警察、消防機関及び自衛隊は、密接な連携の下、車両や回転翼航空機等を活用するなどして、着弾地点の確認を実施する。</p> <p>(ロ) 島嶼部に弾着した場合 島嶼部においては、都道府県警察、消防機関、海上保安部及び自衛隊が緊密な連携の下、回転翼航空機等を活用して、着弾地点等の確認を実施する。都道府県警察及び消防機関等の人員等の増派に当たっては、必要に応じ、自衛隊及び海上保安庁による支援を実施する。その際、島嶼部においては、本島（本土）と海により隔てられており、アクセスが海路及び空路に限定されているため艦船及び航空機を有効に活用する。</p>	<p>による相互の情報交換により、可能な限り広範囲にかつ詳細に実施する。</p> <p>(イ) 山間部に弾着した場合 都道府県警察、消防機関及び自衛隊は、密接な連携の下、車両や回転翼航空機等を活用するなどして、着弾地点の確認を実施する。</p> <p>(ロ) 島嶼部に弾着した場合 都道府県警察、消防機関、海上保安部及び自衛隊が緊密な連携の下、回転翼航空機等を活用して、着弾地点等の確認を実施する。都道府県警察及び消防機関等の人員等の増派に当たっては、必要に応じ、自衛隊及び海上保安庁による支援を実施する。その際、艦船及び航空機を有効に活用する。</p>
---	---

<p>(2) 弾着した弾道ミサイルの危険性の調査及び判定</p> <p>ア 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、着弾した弾道ミサイル及びその周辺の危険物質等の有無について、可能な範囲で調査を行う。</p> <p>イ 警視庁、消防庁及び防衛省は、専門的知識を有する職員等を派遣する。</p> <p>ウ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊の調査の結果等から、放射性物質及び化学剤又は、生物剤等の存在の疑いがあり、特に専門的知見を有する者による調査・判定及び無害化措置等について助言等を必要とする場合は、国の対策本部は、文部科学省又は厚生労働省に対して、専門的知見を有する職員等の支援を求める。</p> <p>エ 派遣された文部科学省又は、厚生労働省の専門的知見を有する職員等は、現地の警察庁、消防庁及び防衛省の専門的知見を有する職員等並びに都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊と連携して調査。判定及び無害化措置等について必要な支援を行う。</p> <p>オ 専門的知見を有する職員等及び必要な資機材等の緊急輸送の要請を受けた警視庁、海上保安庁及び防衛省は、可能な範囲で迅速な輸送に協力する。</p> <p>(3) 弾着した弾道ミサイルの回収、保管等自衛隊は、都道府県警察、海上保安庁、文部科学省及び厚生労働省の協力の下、必要に応じて弾着した弾道ミサイルの回収、保管、調査、分析等を行う。</p>	<p>□ 弾着地点を確認した都道府県警察、海上保安庁、消防機関等は、弾着地点を管轄する地方公共団体と密接に連携することとされている。</p> <p>連携の内容としては、現地への職員派遣や必要な資機材の配備、周辺住民の避難、警戒区域の設定に係る情報連絡体制の構築等が考えられる</p> <p>□ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、弾着した弾道ミサイル及びその周辺の危険物質等の有無について、可能な範囲で調査を行うとされている。</p> <p>□ 警視庁、消防庁及び防衛省は、専門的知識を有する職員等を派遣し、必要な場合には、文部科学省又は厚生労働省の専門的知見を有する職員が派遣されることとされており、都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、当該職員と連携することとされている。</p>
--	---

<p>(4) 着弾した弾道ミサイルの安全性の判定結果等の公表 国の対策本部は、弾着した弾道ミサイルの安全性の判定結果等について速やかに公表する。</p> <p>(5) 関係機関の連携 都道府県警察、海上保安庁、消防機関、自衛隊等の関係機関は相互に連携するとともに、地方公共団体等と密接な協力を行い、弾着した弾道ミサイル及びその周辺の安全性の確認等を効果的に行う。</p> <p>2 住民の避難に関する措置</p> <p>(1) 国の対策本部長は、国民保護法及び基本指針で定めるところにより、弾道ミサイルの弾着後、事態の推移、被害の状況等の応じ、関係する都道府県知事に対し、他の安全な地域への住民の避難に関する措置を講ずるべきことを指示する。</p> <p>ア 核弾頭の場合は、爆発周辺から直ちに離れ、地下市悦等に避難するように指示し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。</p> <p>イ 生物剤及び化学剤を使った弾頭の場合は、弾道ミサイルが着弾した場所から直ちに離れ、外気からの機密性の高い屋内などの安全な場所に避難するよう指示する。</p> <p>(2) 国の対策本部長は、警報又は避難措置の指示の必要がなくなると認めるときは、当該警報又は避難措置の指示を解除する。</p>	<p>□ 国の対策本部は、着弾した弾道ミサイルの安全性の判定結果等について、速やかに公表することとされている。当該情報については、必要に応じて、消防庁から速やかに各都道府県あてに伝達される。</p> <p>□ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関、自衛隊等の関係機関は相互に連携するとともに、地方公共団体等と密接な協力を行い、弾着した弾道ミサイル及びその周辺の安全性の確認等を効果的に行うこととされている。</p> <p>2 住民の避難に関する措置</p> <p>□ 国の対策本部長は、国民保護法及び基本指針で定めるところにより、弾道ミサイルの弾着後、事態の推移、被害の状況等の応じ、関係する都道府県知事に対し、他の安全な地域への住民の避難に関する措置を講ずるべきことを指示することとされている。</p> <p>当該、避難措置の指示については、消防庁から速やかに各都道府県あてに通知される。</p> <p>□ 国の対策本部長は、警報又は避難措置の指示の必要がなくなると認められるときは、当該警報又は避難措置の指示を解除することとされている。</p> <p>当該警報又は避難措置の指示の解除については、消防庁から速やかに、各都道府県に通知される。</p>
--	--

<p>3 被災住民の救援に関する措置</p> <p>国民保護法及び基本指針で定めるところにより、国及び地方公共団体をはじめとする関係機関が一丸となって万全の措置を講ずる。</p> <p>4 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置</p> <p>国民保護法及び基本指針で定めるところにより、国及び地方公共団体をはじめとする関係機関が一丸となって万全の措置を講ずる。</p> <p>(1) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等 消防機関、都道府県警察海上保安庁及び自衛隊は、消火、負傷者の搬送、被災者の救護に当たる。</p> <p>ア 消防機関は、消火活動及び救助、救急活動を的確かつ迅速に実施する。 大規模な被害の場合、消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施する。</p> <p>イ 都道府県警察は、把握したい被害所教に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、救助活動を行う。大規模な被害の場合、警視庁は必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施する。</p> <p>ウ 海上保安庁は、海上における武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害に係る消火活動及び救助・救急活動を行い、必要な場合、陸上において被災市町村の消火活動及び救助・救急活動を支援する。</p>	<p>3 被災住民の救援に関する措置</p> <p>国民保護法及び基本指針で定めるところにより、国及び地方公共団体をはじめとする関係機関が一丸となって万全の措置を講ずることとされている。</p> <p>4 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置</p> <p>□ 消防機関、都道府県警察海上保安庁及び自衛隊は、消火、負傷者の搬送、被災者の救護に当たることとされている。 その際、消防機関は、消火活動及び救助、救急活動を的確かつ迅速に実施し、大規模な被害の場合、消防庁は、必要に応じ、消防庁は必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施することとされている。</p>
---	--

<p>エ 自衛隊は、救急患者、医師その他必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。</p> <p>(2) 警戒区域の設定</p> <p>ア 市長村長又は都道府県知事は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、国民保護法第114条の規定に基づき、ミサイルの弾着地点の周辺地域等に警戒区域を設定し、当該系あき区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または退去を命ずる。</p> <p>イ 市長村長又は、都道府県知事による措置(消防機関による措置を含む。)を待ついとまがないと認められるとき又はこれらの者から要請があった時には警察官又は海上保安官が、市長村長その他市町村長の所見を行うことができるものがその場にはいないときは、自衛隊の部隊等の自衛官が警察区域の設定等の措置を講ずる。</p> <p>(3) NBC攻撃による災害への対処</p> <p>ア NBC弾頭を搭載した弾道ミサイルが弾着した場合は、放射性物質等による汚染が生じることとなるため、国民保護法第107条の規定に基づき、内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、放射性物質等の汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせる。</p>	<p>□ 市長村長又は都道府県知事は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、国民保護法第114条の規定に基づき、ミサイルの弾着地点の周辺地域等に警戒区域を設定し、当該警戒区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または退去を命ずることとされている。</p> <p>なお、当該市長村長の職員である消防史員も、他の市町村の職員と同様に、市長村長の委任を受けて、同条に基づく、警戒区域の設定が可能(地方自治法第153条第1項)</p>
---	--

<p>イ NBC攻撃による汚染の拡大を防止するために指定行政機関の長や都道府県知事、都道府県警察本部長等は、国民保護法第108条の規定に基づき、汚染された物件の移動の禁止、汚染された建物への立ち入り禁止、汚染された場所の交通遮断等の措置を講ずる。</p> <p>ウ 生物兵器の使用により感染者が発生した場合は、国民保護法第121条に基づき、感染症法の規定を適用し、感染者に要患者の入院措置、移送、就業制限等の措置を講ずる。</p> <p>(4) 被災情報の収集等 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、被災情報の収集に努める。 収集し、又は、報告を受けた被災情報については、 ア 市長村長又は指定地方公共機関にあつては、都道府県知事に イ 都道府県知事にあつては総務大臣に ウ 指定地方行政機関の長及び指定公共機関にあつてはそれぞれ管轄または所轄する指定行政機関の長に エ 総務大臣又は指定行政機関の長にあつては、国の対策本部長に速やかに報告する。</p>	<p>□ NBC攻撃による汚染の拡大防止を防止するため、都道府県知事は、国民保護法第107条の規定に基づき、感染症法の規定を適用し、感染症患者の入院措置、移送、就業制限の措置を講ずることとされている。これらの措置は、原則として都道府県知事が講ずる（感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律）</p> <p>□ 地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、被災情報の収集に努めることとされている。 収集し、又は、報告を受けた被災情報については、市町村長又は指定地方公共機関にあつては、都道府県知事に、都道府県知事にあつては総務大臣に速やかに報告することとされている。</p>
---	--

<p>5 国民生活の安定に関する措置</p> <p>国、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関が一体化となり、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の教に応じて、各機関が定める国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画により、ライフライン施設等の機能を確保し、電気・ガス・水道等の安定的供給に万全を期する。</p> <p>6 迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害への対処</p> <p>迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害については、上記1から5までに準じて対処する。</p> <p>7 国の現地対策本部の設置及び都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定</p> <p>(1) 上記1から6までの措置の的確かつ迅速な実施のため、必要に応じ、国の現地対策本部を設置する。</p> <p>(2) 弾道ミサイル着弾後の事態の推移、被害の状況等に応じて、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体を指定する。</p>	<p>5 国民生活の安定に関する措置</p> <p><input type="checkbox"/> 国、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関が一体化となり、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況に応じて、各機関が定める国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画により、ライフライン施設等の機能を確保し、電気・ガス・水道等の安定的供給に万全を期することとされている。</p> <p>6 迎撃・破壊した弾道ミサイルの</p> <p><input type="checkbox"/> 迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害については、上記1から5までに準じて対処することとされている。</p> <p>7 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定</p> <p><input type="checkbox"/> 弾道ミサイル着弾後の事態の推移、被害の状況等に応じて、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体を指定することとされている。</p>
---	---

8 事態認定が行われていない場合

事態認定が行われていない場合においても現地の消防史員や警察官等は、消防法(昭和23年法律第186号)警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等の関係法規等に基づき、所要の措置を実施する。

8 事態認定が行われていない場合

事態認定が行われていない場合においても現地の消防史員や警察官等は、消防法(昭和23年法律第186号)警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等の関係法規等に基づき、所要の措置を実施する。

(別添3)

消防機関における国民保護措置条の留意事項について

〈弾道ミサイル攻撃関係部分抜粋〉

(平成18年1月31日付け、消防消第7号、消防災第43号、消防運第2号、消防庁消防・救急課長、消防庁国民保護運用室長通知)

- 弾道ミサイル攻撃(NBC攻撃を含む。)の特徴と消防機関の活動
弾頭の種類(通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか。)を弾着前に特定することが困難であり、それに応じて、被害の様相が大きく異なるため、弾着後は、速やかに弾頭の種類に関する情報の入手に努めるとともに、活用使用する装備、資機材等を適切に選択し、消防活動に当たる必要があります。消防機関は、安全が確保された地域において、消火、要救助者の救出及び救急搬送、避難住民の誘導、災害に関する情報の収集及び提供、消防警戒区域の設定などを行うことが想定されます。また、その活動要領は、通常弾頭の場合は、爆発災害に対する要領、NBC弾頭の場合は、NBC弾頭に対応する要領で行うこととなります。

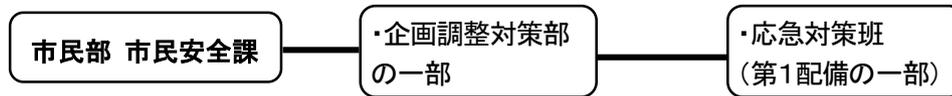
	<ul style="list-style-type: none"> □ 弾道ミサイル攻撃の場合（NBC攻撃を含む。）における消防機関の安全の確保現場における消防史員及び消防団員の二次災害を防止するため、弾種が判明するまでの間は、常に危険の高いNBC弾頭の可能性を念頭に置いた消防活動等を行うことが必要であり、以下の点に留意して行うことが重要と考えられます。 ○ 出動隊は、風上側からの接近、異臭の有無、人・動物の身体等への異常の有無など周辺の環境から安全の確認を行う。 ○ 弾頭の種類が不明な場合は、NBC攻撃対応部隊がNBC災害対応用の装備及び資機材を用いて対応を行う。（現場検知、呼吸保護器具、防護服の着用等） ○ 保有する装備、資機材等では対応不能な場合は、対応可能な装備を有する他機関へ情報提供するとともに、市町村長を通じて、緊急消防援助隊等の応援出動の要請を行う。 ○ NBC対応装備・資機材を保有していない部隊は安全が確認できた地域において、消防警戒区域の設定、避難住民の誘導、情報収集、消火、緊急搬送などの活動を行う。 ○ 現地調整所において、警察官と情報を共有するとともに、消火、救助、救急、原因物質の除去、汚
--	--

	<p>染者の感染等の活動が安全に実施されるよう調整する。</p> <p>○ 建築物の破壊状況を確認するなど二次災害の派生に注意する。</p>
--	--

事前認定前における警戒本部の組織等

○ 市警戒の組織図

(島原市災害配備計画の災害警戒本部体制に準ずる。)



- 市民安全課長は、事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生する恐れがある場合に、情報収集等の必要があると認める時、市民安全課職員をもって市警戒体制を設置する。

また、必要に応じ応急対策班、第1配備の一部要員を招集し対応にあたる。

- 市民安全課長は、市警戒の体制では対処することができないと判断した場合は、市民部長の判断による警戒本部体制、市長の判断による対策本部体制へ移行する。状況により、市民安全課長は、応急対策班を招集する場合、事前に企画調整対策部の一部要員を招集して応急対策班の動員業務を実施させる。

○ 市警戒本部の組織図(その1)

(島原市災害配備計画の災害警戒本部拡大体制に準ずる。)

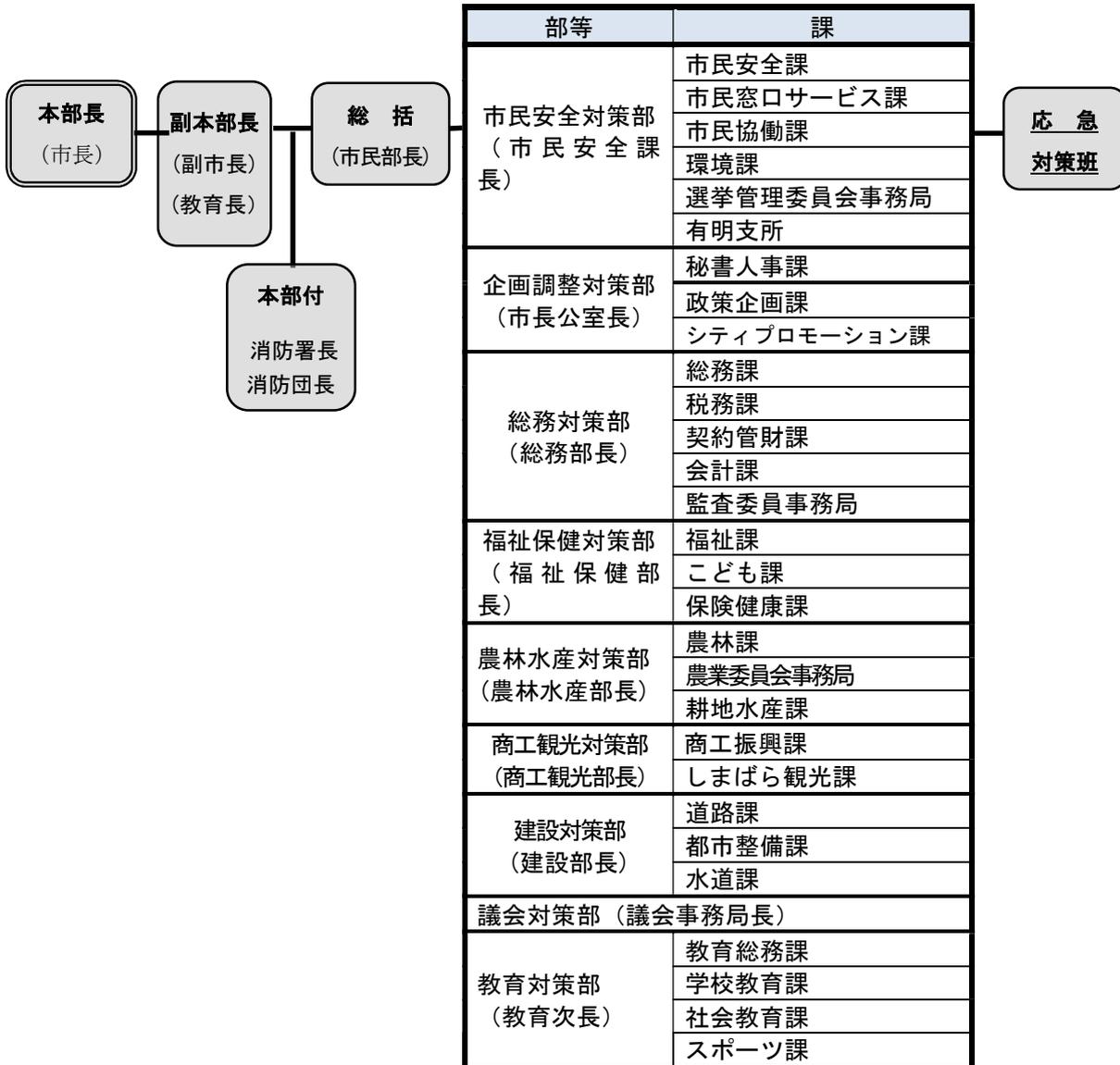


市民部長は、事態認定につながる可能性がある事案が発生し、又は発生する恐れが急迫した場合は、各部長等及び応急対策班及び第1配備要員を招集し対応にあたる。

市民部長は、警戒本部体制では対処することができないと判断した場合は、市長の判断による災害対策本部体制へ移行する。

○ 市警戒本部の組織図(その2)

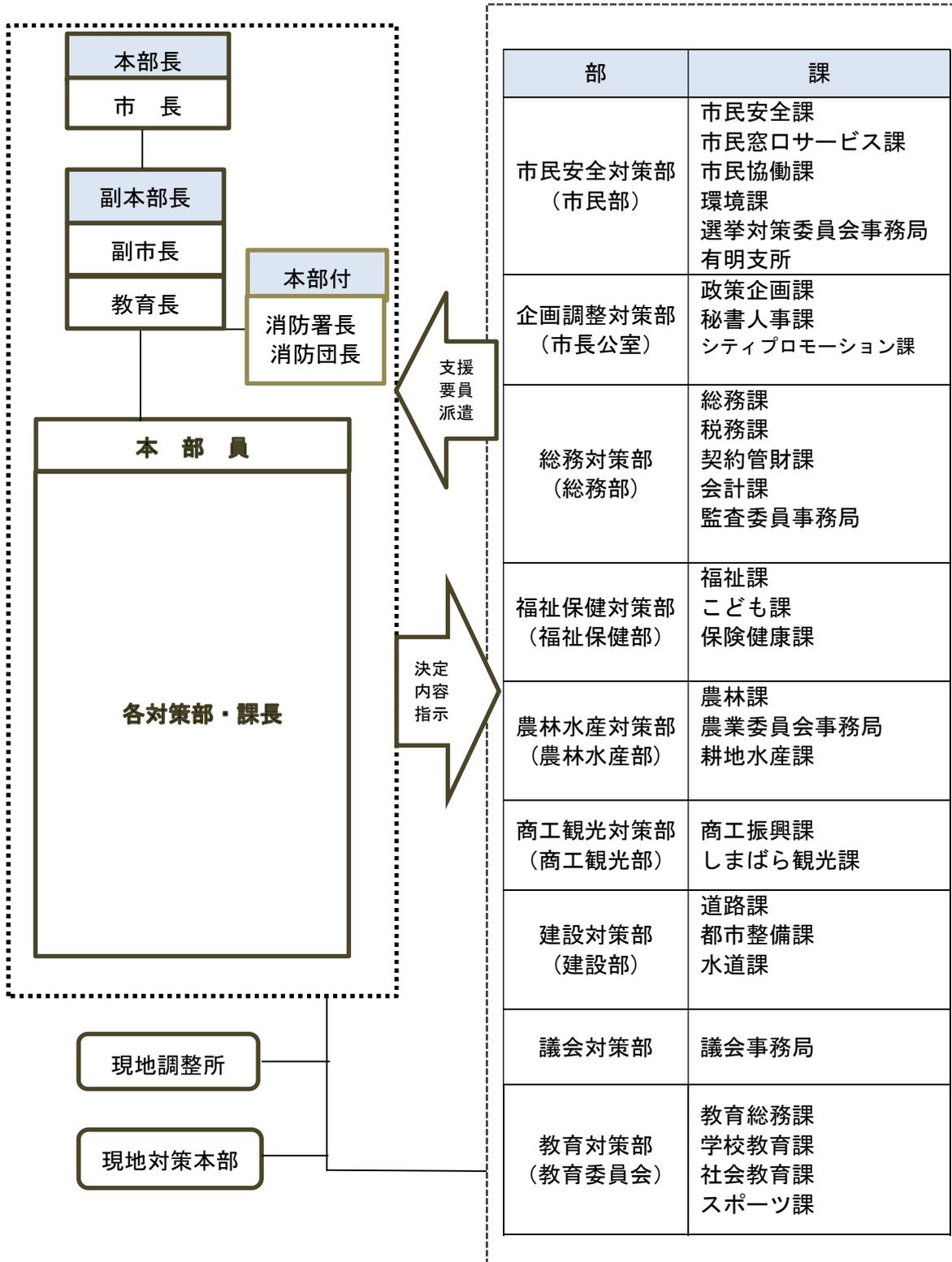
(島原市災害配備計画の災害対策本部体制に準ずる。)



市長は、多数の人を殺傷する行為等の事案が発生し、事態認定につながる可能性がある場合又は発生する恐れが急迫した場合は、災害配備計画の第2配備要員又は全職員を招集し対応にあたる。

島原市国民保護対策本部の組織等

○ 組織図



○ 事務分掌

市の各対策部・課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次の業務を行う。

対策部・課室名	主要な業務
市民安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護に関する総合調整に関すること ・ 市の対策本部全般に関すること ・ 本部職員の招集に関すること ・ 警報、避難の指示、緊急通報、退避の指示等に関すること ・ 避難経路の決定に関すること ・ 自衛隊との連絡調整に関すること ・ 武力攻撃災害情報の収集及び記録に関すること ・ 消防署・消防団その他消防指導に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること ・ 危険物質(消防法の危険物・火薬類・高圧ガス)を取り扱う施設(令28条第1号、及び第4号にかかる生活関連等施設を含む)に対する安全確保のための必要な措置に関すること ・ Em-net(緊急情報ネットワークシステム)及びJ-ALERT(全国瞬時警報システム)に関すること ・ その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
市民安全対策部 市民窓口サービス課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害に関する各種相談の受付処理に関すること ・ 安否確認に関すること ・ その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害に関する町内会・自治会に対する対応に関すること ・ 被害に関する一般相談及び消費生活相談に関すること ・ 非常時における交通安全・防犯対策に関すること
環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ し尿処理及び清掃に関すること ・ 動物の保護に関すること ・ ごみ等の廃棄物の処理に関すること ・ 保健衛生に関すること ・ 被災地の防疫に関すること ・ 有害物質の漏洩等防止に関すること ・ 埋葬及び火葬に関すること ・ その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること

市民安全対策部	選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 各対策部に対する協力・応援・調整に関すること その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
	有明支所	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置について本庁との連携、調整、協力に関すること その他有明庁舎、関係施設の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること

企画調整対策部	秘書人事課	<ul style="list-style-type: none"> 本部長及び副本部長の視察に関すること 災害見舞及び視察者の応接に関すること 見舞金・義援金品の受入れに関すること 職員の非常招集に関すること 非常時における職員の配置及び調整に関すること 職員の被災状況調査及び健康管理に関すること 雇入れ労務者等の確保並びに連絡調整に関すること その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
	政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> 情報機器・伝達手段（サーバー、PC等設備、インターネット等）の運用・確保に関すること 公共交通機関の運行状況確認 その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
	シティプロモーション課	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関との連絡調整及び資料、情報の提供に関すること 武力攻撃災害写真の撮影及び収集に関すること 広報に関すること その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
総務対策部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置関係の予算に関すること 中央及び関係機関への陳情請願に関すること 庁舎の管理、運用に関すること 通信体制の確保に関すること 庁舎内の被害情報の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 市税の減免に関すること その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
	契約管財課	<ul style="list-style-type: none"> 災害用応急資材及び食品の調達交付に関すること 公有財産の被害状況の情報収集及びその対策に関すること

総務 対策部	契 約 管 財 課	<ul style="list-style-type: none"> 被災地視察用自動車の配車に関すること その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
	会計課・ 監 査 委 員 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策の諸経費に関すること 義捐金の保管に関すること その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
福 祉 保 健 対 策 部	福 祉 課	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設及び保健施設の被害状況の収集及び対策に関すること 要配慮者の被害状況の収集及び対策に関すること 遺体の一時収容、埋葬及び火葬に関すること 救援物資の受入れ及び配分に関すること NPO、ボランティアの連絡調整に関すること その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
	こ ども 課	<ul style="list-style-type: none"> 被災により保護が必要な児童の実態把握及びその対策に関すること 児童福祉施設及び幼稚園施設の被害情報の情報収集その対策に関すること その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
	保 険 健 康 課	<ul style="list-style-type: none"> 避難所への食品の供与に関すること 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等との連絡調整に関すること 医療機関の被害状況の収集及びその被害に関すること 救護所の設置に関すること 医薬品の調達・配分、輸送に関すること 救援（医療・助産）に関すること 医療救護班の編成、派遣及び傷病者の救護に関すること 避難住民の健康対策及び心のケアに関すること 危険物質（劇物、毒物）の安全確保に関すること 部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
農 林 水 産 対 策 部	農林課・ 農 業 委 員 会 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 農用地、農業施設、農作物及び農林全般の被害情報の収集及びその対策に関すること 農林関係団体との連絡調整に関すること 部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること

農 林 水 産 対策部	耕 地 水 産 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業・水産施設全般の被害情報の収集及びその対策に関する こと ・ 農道・河川・橋梁の被害状況の情報収集及びその対策に関する こと ・ 漂着物の処理に関すること ・ その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に 関すること
商 工 観 光 対策部	商 工 振 興 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民等に対する雇用情報の提供に関すること ・ 商工関係団体・機関との連絡調整に関すること ・ その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に 関すること
	しまば ら 観 光 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人、観光客等の避難・誘導に関すること ・ 観光施設被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に 関すること
建 設 対策部	都 市 整 備 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画施設全般の災害対策に関すること ・ 都市計画施設の被害調査及び被害状況の収集に関すること ・ 災害住宅及び仮設住宅に関すること ・ その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に 関すること
	道 路 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、橋梁の被害調査及び情報収集に関すること ・ 河川、急傾斜、地すべり等の危険箇所の把握及び対策に関する こと ・ 緊急輸送路、避難路等に関すること ・ 交通情報の収集、道路等の規制に関すること ・ その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に 関すること
	水 道 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設全般の災害対策に関すること ・ 水道施設の被害状況収集及び復旧対策に関すること ・ 災害時における給水対策に関すること ・ 水道の衛生確保に関すること ・ その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に 関すること
議 会 対策部	議 会 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各対策部に対する協力・応援・調整に関すること ・ 市議会議員の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に 関すること

教 育 対 策 部	教 育 総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育文化施設の災害対策に関すること ・ 応急教育施設対策に関すること ・ 教育総務課所管施設等の被害情報の収集及びその対策に関する こと ・ その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に 関すること・
	学 校 教 育 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童及び授業の措置に関すること ・ 学校用教科書の斡旋調達に関すること ・ 学用品の支給に関すること ・ 教職員の被災状況調査及び健康管理に関すること ・ 児童生徒の避難対策に関すること ・ その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に 関すること
	社 会 教 育 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の保護に関すること ・ 文教施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること ・ その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に 関すること
	ス ポ ー ツ 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること ・ その他部内の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に 関すること

* 上記以外の業務については、島原市地域防災計画の第3章第1節「■島原市災害対策本部の事務分掌(対策部別)」に準ずる。

国民保護計画に関する避難施設等

1 指定緊急避難場所

連番	地区	避難所	所在地	収容人員	備考
1	三会	三会中学校	下宮町甲 2511-2	981	
2		三会小長貫分校	長貫町丙 1902	147	
3		三会小学校	中原町乙 1462	1,157	
4		農村環境改善センター	中原町乙 1935-3	329	
5		三会ふれあい運動広場	広高野町甲 1265	7,000	
6	杉谷	杉谷公民館	宇土町乙 687-1	307	
7		第四小学校	宇土町乙 670-1	1,276	
8		下折橋町集合避難施設	下折橋町 3691-1	636	
9		島原農業高校	下折橋町 4520	1,846	
10		杉谷運動広場	宇土町乙 1337	2,100	
11	森岳	島原市役所	上の町 537	100	
12		第一小学校	城内一丁目 1129	1,820	
13		第一中学校	城内一丁目 1222	1,765	
14		北門町集合避難施設	北門町 130	268	
15		島原高校	城内二丁目 1130	3,639	
16		島原商業高校	城内一丁目 1213	2,812	
17		島原工業高校	本光寺町 4353	2,914	
18		島原消防署	新馬場町 872-2	100	
19		島原特別支援学校	新田町 562	715	
20		森岳公民館	城内一丁目 1177	283	
21		島原文化会館	城内一丁目 1177	1,000	
22	島原城跡公園	城内一丁目	7,000		
23	霊丘	第二小学校	萩が丘二丁目 5688	1,533	
24		霊丘公民館	新町二丁目 103-1	221	
25		霊丘公園体育館・弓道場	弁天町2丁目 7295-1	8,750	
26		島原総合運動公園	上の原三丁目	59,300	

連番	地区	避 難 所	所 在 地	収容人員	備考
27	白 山	第三小学校	広馬場町 7758	1,698	
28		第二中学校	新山三丁目 8916	1,891	
29		白山公民館	西八幡町 7657	270	
30		ひょうたん池公園	南下川尻町 9336	3,400	
31	安 中	新湊町集合避難施設	新湊二丁目 2573-2	486	
32		島原中央高校	船泊町丁 3415	1,112	
33		第五小学校	大下町丙 1049-1	1,075	
34		安中公民館	大下町丙 1114-第1	190	
35		第三中学校	梅園町丁 2898	1,025	
36		安中運動広場	新湊二丁目 1692-4	2,100	
37		島原平和会館	秩父が浦町丁 2669-23	200	
38	湯 江	湯江小学校	有明町湯江丙 839	865	
39		有明の森フラワー公園	有明町湯江丙 2524-607	35,000	
40		有明の森運動公園	有明町湯江丙 2524-30	20,900	
41		百花台公園	雲仙市国見町多比良戊 1448-46	279,300	
42	高 野	高野小学校	有明町大三東丁 2133-1	606	
43		舞岳山荘	有明町大三東戊 5580-2	340	
44	大 三 東	有明中学校	有明町大三東戊 1535-2	1,612	
45		有明公民館	有明町大三東戊 1468-1	316	
46		大三東小学校	有明町大三東丙 582-1	1,077	
47		有明農村環境改善センター	有明町大三東戊 787-1	157	
48		有明農業者トレーニングセンター	有明町大三東戊 1445	496	
49		島原市有明総合文化会館	有明町大三東戊 1382	900	
50		島原市役所有明庁舎	有明町大三東戊 1327	150	
51		有明青少年武道館	有明町大三東戊 1450	182	
52		有明体育館	有明町大三東戊 1438-1	490	

2 福祉避難所

(1) 高齢者、障害者等

連番	施設名	所在地	標高 (m)	備考
1	養護老人ホーム島原なごみ荘	緑町 8200-1	23	
2	特別養護老人ホーム 秩父が浦荘	秩父が浦町丁 3552	16	
3	特別養護老人ホーム 淡淡荘	江里町乙 2010-1	76	
4	特別養護老人ホーム びざん	緑町 8200	23	
5	特別養護老人ホーム 白光苑	有明町大三東戊 783-1	13	
6	地域密着型特別養護老人ホーム 淡淡荘Ⅱ	萩が丘二丁目 6122	70	
7	地域密着型特別養護老人ホーム まゆやまの里	稗田町甲 227-1	25	
8	社会福祉法人 瑠璃光会 サービスセンター 宝生園中堀町	中堀町 153-1	7	
9	小規模多機能型居宅介護事業所 楽苑	有明町湯江乙 1138	75	

(2) 母子、妊産婦等

連番	施設名	所在地	標高 (m)	備考
1	社会福祉法人みのり会 太陽寮	船泊町丁 3289-1	2	(28人 + α)

島原市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目 次

- 第1章 総 則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管および返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章及び特殊標章等に係わる事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、島原市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158号第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱等において、「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係わる職務等を行う者として、次の定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係わる職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係わる業務を行うもの
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする

もの

(交付の手続き)

第4条 市長は、前条第2号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係わる交付申請書（別記様式第1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章等の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係わる職務の内容等を勘案し、市長が必要と認める者に対し、平時において第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係わる職務、業務又は協力のために使用される場所もしくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等毎に、第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特別交付)

第8条 市長は、人命援助のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前条の場合において、市長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者

に対して、返納をもとめるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失した時、又は使用に耐えない程度に汚損もしくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならないものとする。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章等を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損もしくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合にも同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期限及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期限は、交付された者が身分を失った時までとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期限は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

第4章 保管および返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章の交付を受けた者は、国民保護措置に係わる職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は身分を失った時その他の事由があった時は、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係わる職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係わる職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際、その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用および管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

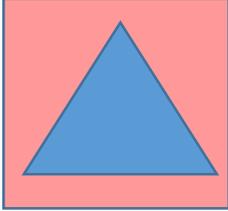
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式については「赤十字標章等及び特殊標章等に係わる事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 島原市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、市民安全課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		① オレンジ色地に正三角形とする。 ② 三角形の一つの角が垂直に上を向いている。 ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展開また掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車 両 等	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示	* 一連の登録番号を表面右下すみに付する （例：島原市1）	

別図 (第2条関係)

身分証明書

(国民保護措置に係わる職務等を行う者用の身分証明書の様式)

【表 面】

	島原市長 Mayor of Shimabara City	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係わる職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol 1) in his capacity as</p>		
交付等の年月日/Date of issue.....		
証明書番号/No of card.....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期限の満了日/Date of expiry		

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

【裏 面】

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

別記様式1 (第4条関係)

特殊標章等に係わる交付申請書

平成 年 月 日

島原市長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字)	生年月日 (西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住所：〒..... 電話番号：..... E-mail：.....	<p style="text-align: center;">写真</p> <p style="text-align: center;">縦4×横3cm</p> <p style="text-align: center;">(身分証明書の交付または使用許可の場合のみ)</p>
識別のための情報(身分証明書の交付の場合のみの記載) 身長：..... cm 眼の色：..... 頭髪の色：..... 血液型：..... (Rh因子.....)	

特殊標章	腕章枚
	帽章枚
	旗枚(施設名等：.....) (所在地：.....)
	車両等枚(車両種別：.....) (車両番号：.....)

(許可権者使用欄)

	身分証明書	腕章	帽章	旗	車両等
資格					
証明書番号又は登録番号					
交付等の年月日					
有効期間の満了日	/				
返納日					

別記様式3（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

島原市長 殿 申請者 住所 _____ (電話 _____) 氏名 _____ 印	年 月 日
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
* 受付欄	:* 経過欄

- 備考 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 *の欄は、記入しないこと。

別記様式3 (第12条関係)

身分証明書再交付申請書

島原市長 殿	年 月 日
申請者 住所 _____ (電話 _____) 氏名 _____ 印	
1 身分証明書番号 2 理由 3 その他必要な事項	
* 受付欄	:* 経過欄

- 備考
- 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項等の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する
 - 5 *の欄は、記入しないこと。

島原市国民保護協議会条例

平成18年3月30日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、島原市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 法第40条第6項の規定による専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐するため、協議会に、幹事を置くことができる。

- 2 前項の規定により幹事を置くときは、40人以内とし、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 島原市報酬及び費用弁償条例(昭和31年島原市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中消防審議会委員の項の次に次の項を加える。

島原市国民保護協議会委員	日額	5,600	
--------------	----	-------	--

島原市国民保護協議会委員名簿

(令和5年3月現在)

表示順	所 属 機 関 名	役 職 名	氏 名
01	島原市	市 長 (会 長)	古川 隆三郎
02	長崎森林管理署	署 長	高木 敏
03	九州農政局長崎県拠点	総括農政推進官	松瀬 孝洋
04	国土交通省長崎河川国道事務所	所 長	金井 仁志
05	陸上自衛隊第十六普通科連隊	第 1 中 隊 長	木村 宗樹
06	長崎県島原振興局	局 長	小村 利之
07	長崎県立島原病院	院 長	木下 明敏
08	島原警察署	署 長	久田 庄蔵
09	島原市	副 市 長	金子 忠教
10	〃	教 育 長	森本 和孝
11	島原地域広域市町村圏組合	消 防 長	亀川 高政
12	島原市	市 民 部 長	吉田 信人
13	〃	福 祉 保 健 部 長	横田 定幸
14	〃	建 設 部 長	中川 正秀
15	西部ガス(株)島原事業所	所 長	松尾 進
16	九州電力送配電(株) 島原配電事業所	所 長	園田 彰三
17	日本通運(株)長崎支店	業 務 推 進 次 長	山口 耕三
18	日本郵便(株)島原郵便局	局 長	八木 勝彦
19	島原鉄道(株)	常 務 取 締 役	山中 剛
20	九商フェリー(株)	管 理 部 長	本田 光政

21	熊本フェリー（株）島原支店	支 店 長	松岡 浩二
22	長崎県プロパンガス協会島原支部 (西部プロパンセンター)	支 部 長	宇土 茂人
23	長崎県トラック協会島原支部	支 部 長	林田 正剛
24	一般社団法人島原市医師会	会 長	高尾 雅己
25	一般社団法人島原南高歯科医師会	副 会 長	松本 賢二
26	島原医師会 訪問看護ステーションQ	管 理 者	村里 季代
27	島原市消防団	団 長	本田 庄一郎
28	島原市町内会自治会連合会	会 長	菅崎 盛秋
29	島原市社会福祉協議会	会 長	小川 学
30	島原市民生委員児童委員協議会 連合会	会 長	河田 誠
31	島原市P T A連合会	会 長	楠 晋典
32	島原市老人クラブ連合会	事 務 局 長	小峯 克彦
33	島原商工会議所	会 頭	満井 敏隆
34	島原漁業協同組合	代表理事組合長	吉本 政信
35	島原新聞社	代 表 取 締 役	清水 聖子

島原市国民保護対策本部及び島原市緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、島原市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び島原市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第 2 条** 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

- 第 3 条** 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国又は県の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第 4 条** 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第 5 条** 法第 28 条第 8 項の規定により現地対策本部を設置するときは、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、島原市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。